



平成 26 年 5 月 27 日

各 位

会社名 日本ヒューム株式会社
代表者名 代表取締役社長 野村 静夫
(コード番号：5262 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 中屋 巳子雄
[TEL. 03-3433-4111(代表)]

単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、下記のとおり、単元株式数の変更および定款一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性向上および投資家層の拡大を図ると共に、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を引き下げるものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 7 月 1 日

※同日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

別紙のとおり

(3) 変更日

平成 26 年 5 月 27 日

(4) 変更の効力発生日

平成 26 年 7 月 1 日

以 上

定款一部変更の内容		[下線は変更部分]
現	行	変 更 後
定 款 <u>(平成25年6月27日 改正)</u>		定 款 (平成25年6月27日 改正) <u>(平成26年5月27日 改正)</u>
第1章 総則		第1章 総則
第1条～第5条 (条文省略)		第1条～第5条 (現行通り)
第2章 株式		第2章 株式
(発行可能株式総数及び単元株式数)		(発行可能株式総数及び単元株式数)
第6条 (条文省略)		第6条 (現行通り)
② 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。		② 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第40条 (条文省略)		第7条～第40条 (現行通り)
<u>(条文新設)</u>		<u>(附則) 第6条第2項(単元株式数)の変更は、平成26年7月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は同日をもって削除するものとする。</u>
以 上		以 上